

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条(条文の記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 4 条(公告の方法) 当社の公告は、<u>電子公告によりこれを行う。</u> ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第 5 条(発行する株式の総数) 当社の発行する株式の総数は、120,000,000株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第 6 条(自己株式の取得) 当社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>第 7 条(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行) 当社は、<u>100株をもって1単元の株式の数とする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りではない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条(現行第 1 条～第 3 条の通り)</p> <p><u>第 4 条(機関の設置)</u> <u>当社は、株主総会、取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条(公告方法) 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。</u>ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第 6 条(発行可能株式総数) 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、120,000,000株とする。</p> <p><u>第 7 条(株券の発行)</u> <u>当社は、株券を発行する。</u></p> <p>第 8 条(自己の株式の取得) 当社は、<u>取締役会の決議により、市場取引等による自己の株式の取得を行うことができる。</u></p> <p>第 9 条(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 当社の<u>単元株式数</u>は、<u>100株</u>とする。</p> <p>2. 当社は、<u>単元未満株式</u>に係わる株券を発行しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第 8 条 (条文の記載省略)</p> <p>第 9 条 (名義書換代理人) 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、单元未満株式の買取及び買増等株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第 10 条 (株式取扱規程) 当社の<u>株券の種類、株式の名義書換、单元未満株式の買取及び買増等株式に関する取扱及び手数料については、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第 11 条 (基準日) 当社は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載又は記録された株主、又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録質権者としてすることができる。</u></p>	<p>第 10 条 (单元未満株式についての権利の制限) <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第 11 条 (現行第 8 条の通り)</p> <p>第 12 条 (株主名簿管理人) 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第 13 条 (株式取扱規程) 当社の<u>株式に関する手続き及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(新設)</p> <p>第 12 条(招 集) 当会社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</u></p> <p>第 13 条(招集者及び議長) (条文の記載省略)</p> <p>第 14 条(議決権の代理行使) 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. (条文の記載省略)</p> <p>第 15 条(決議の方法) (条文の記載省略)</p> <p>2. <u>商法第 343 条第 1 項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 14 条(基準日) <u>当社は、毎年 9 月 30 日の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>第 15 条(招 集) 当会社の定時株主総会は、<u>毎年 1 2 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合随時これを招集する。</u></p> <p>第 16 条(招集権者及び議長) (現行第 13 条の通り)</p> <p>第 17 条(議決権の代理行使) 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 <u>1 名</u> を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. (現行第 14 条第 2 項の通り)</p> <p>第 18 条(決議の方法) (現行第 15 条第 1 項の通り)</p> <p>2. <u>会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。</u></p> <p>第 19 条(参考書類等のインターネット開示) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第 16 条(議事録)</u> 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印、又は電子署名を行う。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 17 条(条文の記載省略)</p> <p>第 18 条(取締役の選任) (条文の記載省略)</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. (条文の記載省略)</p> <p>第 19 条(取締役の任期) 取締役の任期は、<u>就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>2. (条文の記載省略)</p> <p>3. (条文の記載省略)</p> <p>第 20 条(代表取締役及び役付取締役) <u>当社は、取締役会の決議により代表取締役を選任する。</u></p> <p>2. <u>代表取締役は各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき会社の業務を執行する。</u></p> <p>3. <u>取締役会はその決議により取締役社長1名を選任し、又必要に応じ取締役相談役及び取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> <p>第 21 条(取締役会の招集) (条文の記載省略)</p>	<p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 20 条(現行第 17 条の通り)</p> <p>第 21 条(取締役の選任) (現行第 18 条第 1 項の通り)</p> <p>2. 取締役の選任は、<u>株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. (現行第 18 条第 3 項の通り)</p> <p>第 22 条(取締役の任期) 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>2. (現行第 19 条第 2 項の通り)</p> <p>3. (現行第 19 条第 3 項の通り)</p> <p>第 23 条(代表取締役及び役付取締役) <u>取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>2. <u>取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>第 24 条(取締役会の招集) (現行第 21 条第 1 項の通り)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 取締役会の招集通知は各取締役及び監査役に対し、会日の<u>4日前</u>までにこれを発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. (条文の記載省略) 第 22 条(取締役会の決議方法) (条文の記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 23 条(条文の記載省略)</p> <p>第 24 条(取締役会議事録) <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果は議事録に記載又は記録し、出席した取締役並びに監査役がこれに記名捺印、又は電子署名を行う。</u></p> <p>第 25 条(取締役の報酬及び退職慰労金) <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</u></p>	<p>2. 取締役会の招集通知は各取締役及び監査役に対し、会日の<u>3日前</u>までにこれを発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. (現行第 21 条第 3 項の通り) 第 25 条(取締役会の決議方法) (現行第 22 条の通り)</p> <p><u>2. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p>第 26 条(現行第 23 条の通り)</p> <p>(削除)</p> <p>第 27 条(取締役の報酬等) <u>取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、報酬等という。)は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 26 条(条文の記載省略)</p> <p>第 27 条(監査役の選任) (条文の記載省略)</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第 28 条(監査役の任期) <u>監査役の任期は、就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 28 条(現行第 26 条の通り)</p> <p>第 29 条(監査役の選任) (現行第 27 条第 1 項の通り)</p> <p>2. 監査役の選任は、<u>株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第 30 条(監査役の任期) <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. (条文の記載省略)</p> <p>第 29 条(常勤の監査役) <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>第 30 条(監査役会の招集) 監査役会の招集通知は各監査役に対し、会日の <u>4 日前</u>までにこれを発する。ただし、緊急の必 要がある場合は、この期間を短縮することがで きる。</p> <p>2. (条文の記載省略)</p> <p>第 31 条、第 32 条(条文の記載省略)</p> <p>第 33 条(監査役会議事録) <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結 果は、議事録に記載又は記録し、出席した監査 役がこれに記名捺印、又は電子署名を行う。</u></p> <p>第 34 条(監査役の報酬及び退職慰労金) <u>監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決 議により定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 35 条(営業年度) <u>当社の営業年度は、毎年 1 0 月 1 日から翌年 9 月 3 0 日までとし、営業年度末日を決算期と する。</u></p> <p>第 36 条(利益配当金) <u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記 載又は記録された株主又は登録質権者に支払 う。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>2. (現行第 28 条第 2 項の通り)</p> <p>第 31 条(常勤監査役) <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名 を選定する。</u></p> <p>第 32 条(監査役会の招集) 監査役会の招集通知は各監査役に対し、会日の <u>3 日前</u>までにこれを発する。ただし、緊急の必 要がある場合は、この期間を短縮することがで きる。</p> <p>2. (現行第 30 条第 2 項の通り)</p> <p>第 33 条、第 34 条(現行第 31 条、第 32 条の通り)</p> <p>(削除)</p> <p>第 35 条(監査役の報酬等) <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定 める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 36 条(事業年度) <u>当社の事業年度は、毎年 1 0 月 1 日から翌年 9 月 3 0 日までとする。</u></p> <p>第 37 条(剰余金の配当) <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主 名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株 式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 3 月 3 1 日の株主名簿に記載又は記録された株主 若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行 うことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第 37 条(中間配当)</u> <u>当社は、取締役会の決議により毎年 3 月 3 1 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、商法第 293 条ノ 5 の規定による金銭の分配(以下中間配当金という。)を行うことができる。</u></p>	(削除)
<p>第 38 条(配当金の除斥期間) <u>利益配当金及び中間配当金については、当社がその支払いを開始した日より満 3 年を経過してもなお受領されない場合は、当社はその支払いの義務を免れる。</u></p>	<p>第 38 条(配当金の除斥期間) <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。</u></p>
<p><u>2. 未払の利益配当金及び中間配当金には利息をつけない。</u></p>	(削除)
<p>(附則) <u>第 26 条の規定に係わらず、平成 1 4 年 5 月 1 日後最初の決算期に関する定時株主総会の終結前に在任する監査役については、なお従前の通り任期は 3 年とする。</u></p>	(削除)

以 上